

長野地区社会保障推進協議会ニュース

長野地区社保協は、社会保障についての相談窓口です。

社会保障制度の改善をめざして、労働組合、医療、福祉関連の諸団体、

市民団体、女性団体などが共同して運動をすすめる組織です。(活動地域：長野市、上水内郡)



新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナの影響で 収入3割以上減少したら 国保料が軽減されます

後期医療保険料・介護保険料も軽減

国は4月、「主たる生計維持者」の収入が今年3割以上減ると見込まれる世帯に対して自治体が国保料を減免した場合、その分を国庫で補填する制度を創設しました。

前年度の所得により、減免割合が異なります。申請しないと軽減されません。まずは役所に問合せをし、申請しましょう。

●国保料・後期医療保険料の減免区分

前年度の合計所得金額	減免割合
300万円以下	全部
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

●介護保険料(65歳以上)の減免区分

200万円以下	全部
200万円超	10分の8

長野市の問合せ先

国民健康保険課 賦課担当…224-5025

高齢者活躍支援課(後期医療)…224-8767

介護保険課 賦課・収納担当…224-7991

国民年金保険料の 免除等も申請しましょう

国民年金保険料は、今年度分の免除・納付猶予申請の受付が7月1日から始まりました。

(下図：広報ながの7月号より)

【表1】免除・納付猶予制度

免除・猶予などの区分	対象	適用期間
免除 ▶全額免除 ▶4分の3免除 ▶半額免除 ▶4分の1免除	本人・配偶者・世帯主の前年所得がいずれも基準額(表2)以下	7月～令和3年6月
納付猶予	50歳未満で、本人・配偶者の前年所得がいずれも基準額(表2)以下	6月
学生納付特例	本人の前年所得が118万円以下(目安)	4月～令和3年3月

【表2】免除・納付猶予の所得基準

前年所得が以下の計算した金額の範囲内であること

▶全額免除 / (扶養親族などの数+1) × 35万円 + 22万円
▶4分の3免除 / 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など
▶半額免除 / 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など
▶4分の1免除 / 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額など
▶納付猶予 / (扶養親族などの数+1) × 35万円 + 22万円

※免除の理由が失業(退職)の場合、失業(退職)者本人の所得を除外して審査する場合があります。

※免除・納付猶予の審査は、日本年金機構で行います。

また以下の方は、特例による免除等が受けられる場合があります。

●令和元年度東日本台風により被災し、住宅・家財等について2分の1以上の損害を受けた方

●新型コロナウイルス感染症の影響により、2月以降に収入が減少し、当年中の所得見込み額が、保険料免除等に該当する見込みの方

長野市の問合せ先

国民健康保険課国民年金室…224-5026

長野南年金事務所…227-1284